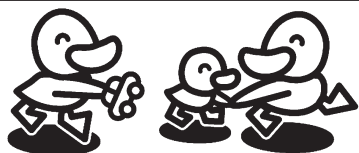


保育のごあんない

平成30年度用(平成29年10月～平成30年9月入園申込み)



世田谷区では、現在、保育施設の整備を進めています。具体的な整備計画・開設等につきましては、追加・訂正表や世田谷区ホームページ等で随時お知らせしていますので、ご覧ください。

お申込みは、お住まいの地域の

各総合支所 生活支援課 子ども家庭支援センター窓口へ



認可保育園等入園申込みの受付、ご相談(区外の認可保育園等を希望する場合も含む)と保育室・保育ママ・認証保育所のご案内をします。

※電話・ファクシミリは相談・案内のみ行っています。

世田谷総合支所 生活支援課	〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33 区役所第3庁舎2階	☎ 5432-2915 FAX 5432-3034
北沢総合支所 生活支援課	〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 北沢保健福祉センター1階 (平成30年5月上旬移転予定) 〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール9階	☎ 3323-9906 FAX 3323-9925 ※移転後の電話番号は未定
玉川総合支所 生活支援課	〒158-8503 世田谷区等々力3-4-1 玉川総合支所2階 (平成29年9月19日移転) 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-21 旧玉川高等学校跡地の一部	☎ 3702-1189 FAX 3702-1520 ※移転後も電話番号は変わりません。
砧総合支所 生活支援課	〒157-8501 世田谷区成城6-2-1 砧総合支所1階	☎ 3482-1344 FAX 5490-1139
烏山総合支所 生活支援課	〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14 烏山総合支所3階	☎ 3326-6155 FAX 3326-6169

認可保育園等入園選考、保育料、 入園後のお問い合わせは	保育認定・調整課 入園担当へ	☎ 5432-1200(入園担当専用) FAX 5432-1506
保育室、保育ママ、認証保育所の お問い合わせは	保育認定・調整課 認可外保育施設担当へ	☎ 5432-2324・2572 FAX 5432-3018
病児・病後児保育の お問い合わせ・お申込み先は	保育課 教育・保育施設担当 (区立保育園班)へ	☎ 5432-2319 FAX 5432-3018

◆平成30年4月入園について◆

平成29年9月4日(月)から受付中 **締切** 平成29年11月30日(木) **厳守**
土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時

※平成29年12月、平成30年1月および2月入園については、申込締切日が例月と異なります。
希望される方は、必ず30または42ページで日程をご確認ください。

休日受付 平成29年10月28日(土)、10月29日(日) いずれも午前10時から午後4時

おねがい

「保育のごあんない」は保育園等入園申込手続きや必要な書類について掲載しています。入園を希望される方は、よくお読みになりお申込みください。入園した後の諸手続きについても記載されていますので、卒園(退園)するまで大切に保管してください。

*本冊子の掲載内容に変更（追加・訂正・削除等）が生じた際には「保育のごあんない追加・訂正表」や、世田谷区ホームページ等で随時お知らせしますので、ご覧ください。

も く じ

はじめに

- 世田谷区の保育について…………… 2
- *保育を必要とする事由とは…………… 3
- *医療的ケアが必要なお子さんについて…………… 3

保育の必要性の認定(支給認定)および必要量について…………… 4

世田谷区の保育施設・事業の種類について…………… 6

区に申込む施設および事業のページ

- 区に申込む施設および事業…………… 8
 - ① 保育園等の開所時間……………10
 - ② 保育園等所在地一覧表……………14
 - ③ 地図……………28
 - ④ 入園(転園)申込み・ながれについて……………29
 - ⑤ 申込手続きに必要な書類……………32
 - ⑥ 申込内容の変更……………35
 - ⑦ 保育の利用期間……………35
 - ⑧ 入園(転園)できなかった方は……………42
 - ⑨ 保育の利用基準……………44
 - ⑩ 保育の調整基準……………45
 - ⑪ 延長保育について……………47
 - ⑫ 保育料の決定……………50
 - ⑬ 保育料の減額・免除、軽減制度……………51
 - ⑭ 保育料・延長保育料一覧表……………53
 - ⑮ 認可保育園の運営にかかる経費と保育料……………54
 - ⑯ 入園申込みについてのよくある質問……………55
 - ⑰ 新制度・支給認定についてのよくある質問……………59
 - ⑱ 入園申込みに関する重要事項の確認……………60

認可外保育施設(区補助対象)のページ

- 保育室のページ……………62
- 保育ママのページ……………64
- 認証保育所のページ……………66
- 地図……………69

その他の認可外保育施設のページ……………70

多様な保育……………71

- 緊急保育 ●一時保育 ●休日・年末保育 ●定期利用保育 ●24時間対応型一時保育
- 病児・病後児保育 ●幼稚園等の預かり保育

子ども家庭支援センター子育て応援相談員のご案内……………80

平成30年度クラス編成表……………82

子ども・子育て情報の配信……………82

はじめに

平成24年8月の子ども・子育て関連3法案の成立を受けて、平成27年4月より、就学前の子どもの教育や保育、子育て支援の新たな仕組みとして子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）がスタートしました。区では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育施設等の整備を計画的に進め、「子ども・子育て応援都市」を目指します。

世田谷区の保育について

現在、世田谷区内には

- ① 区が運営する**区立の認可保育園**（8ページ参照）
 - ② 主に社会福祉法人や株式会社等が運営する**私立の認可保育園**（8ページ参照）
 - ③ 教育施設と保育施設の機能を一体化した**区立と私立の認定こども園**（8ページ参照）
 - ④ 2～5名の少人数で家庭的な保育を行う**家庭的保育事業**（9ページ参照）
 - ⑤ 6～19名の少人数で保育を行う**小規模保育事業**（9ページ参照）
 - ⑥ 会社等の事業所が運営し、従業員と地域の子どもと一緒に保育する**事業所内保育事業**（9ページ参照）
 - ⑦ 乳幼児の居宅において、1対1の保育を行う**居宅訪問型保育事業**（9ページ参照）
 - ⑧ 世田谷区独自基準で運営する**保育室**（62ページ参照）
 - ⑨ 個人が運営する**保育ママ**（64ページ参照）
 - ⑩ 株式会社等が運営する**認証保育所**（66ページ参照）
- などの保育施設・事業があります。

これらの世田谷区の保育の中で、区に入園の申込みを行う施設等について、本冊子では以下のように呼びます。

「区に申込む施設」とは…

- ①区立の認可保育園 ②私立の認可保育園 ③区立と私立の認定こども園
といった、施設型給付対象施設のことです。

「区に申込む事業」とは…

- ④家庭的保育事業 ⑤小規模保育事業 ⑥事業所内保育事業（地域枠）
⑦居宅訪問型保育事業 といった、地域型保育事業のことです。

上記①～⑦の保育を利用する方は、保護者の就労等の「保育を必要とする事由」に該当し、利用のための認定（支給認定）を受ける必要があります。

（ただし、⑧、⑨、⑩の施設は、認定を受けなくても、利用できます。詳しくは、各施設のページをご覧ください。）

* 保育を必要とする事由とは…

保育を利用するための「保育を必要とする事由」とは、以下のとおりです。

- 保護者が就労している場合
(月48時間以上の就労を対象とし、家事や育児の時間は含みません。)
- 保護者の病気や心身に障害がある場合
- 保護者が常時、病気の方や心身に障害のある方の介護、看護をしている場合
(申込児の介護・看護は除く)
- 保護者が出産(出産予定月とその前後各2か月以内を対象、最長5か月間)する場合
- 保護者が現在仕事を探している場合
- 保護者が就学、技能習得(通信教育・趣味の講座・カルチャー講座は除く)をしている場合
- 保護者が災害の復旧にあっている場合
- その他、保護者が保育にあたることができない特段の事由がある場合

以上のことが常態となっていることが必要です。「集団生活をさせたい」「幼児教育の場として利用したい」等の理由は、利用の対象となりません。

* 医療的ケアが必要なお子さんについて

医療的なケアが必要なお子さんについて、世田谷区では区立松沢保育園における医療的ケア児の受入(39ページ参照)、居宅訪問型保育事業(40ページ参照)で保育の提供を行います。松沢保育園医療的ケア児の受入および居宅訪問型保育事業の申込みについては、41ページを参照ください。

保育の必要性の認定(支給認定)および必要量について

■保育の必要性の認定(支給認定)について

支給認定とは、新制度へ移行した幼稚園や保育園、認定こども園、地域型保育事業を利用する場合に受けていただく手続きで、必要に応じた保育・教育を提供していくために保育の必要性や必要量を判定するものです。

新制度の「**区に申込み施設**」と「**区に申込み事業**」の利用を希望する場合は、利用のための認定(支給認定)を受ける必要があります。

認定は3つの区分に分かれます。区分により下記のとおり利用できる施設が決まります。

区 分	認定基準	内 容	
1号認定	教育標準 時間認定	対 象	満3歳以上で、教育を希望する子ども
		利用先	区立幼稚園、認定こども園(教育標準時間認定枠)、新制度の私立幼稚園
2号認定	満3歳以上 ・ 保育認定	対 象	満3歳以上で、保護者の就労などにより、保育を必要とする子ども
		利用先	保育園、認定こども園(保育認定枠)
3号認定	満3歳未満 ・ 保育認定	対 象	満3歳未満で、保護者の就労などにより、保育を必要とする子ども
		利用先	保育園、認定こども園(保育認定枠)、地域型保育事業

※保育園等の入園については、2号認定・3号認定の保育の必要性認定(支給認定)を受け、申請者の希望・保育園等の状況などにより、区が入園選考(利用調整)を行います。入園選考の結果、内定を受け、保育園等での面接・健康診断を経て、入園決定となります。

※1号認定の教育施設については、区のホームページの「[幼稚園\(トップページ\) >> 暮らしのガイド >> 子ども・教育 >> 幼稚園](#)」のページをご覧ください。

※入園を希望せず、支給認定のみを受けることも可能です。この場合の手続き方法のほか、新制度・支給認定全般については、59ページの「[新制度・支給認定についてのよくある質問](#)」もあわせてご覧ください。

■保育の必要量について

2号および3号認定は、さらに保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

	区 分	内 容
1	保育標準時間	1日11時間の枠の中で必要とする保育を利用。
2	保育短時間	1日8時間の枠の中で必要とする保育を利用。

■支給認定証の交付について

支給認定を受けた方は、区から「支給認定証」を交付します。交付については、入園の申込みをされた方はその結果通知に同封します。支給認定のみの方は、申請から30日以内に交付します。

※支給認定証が交付されても、保育園等の入園が決定したわけではありません。

※4月入園をお申込みの方への支給認定証の交付は、3月末ごろになります。

■認可外保育施設の利用について

区に申込み施設および事業以外の保育室、保育ママ、認証保育所等の認可外保育施設の利用を希望する場合は、支給認定を受ける必要はなく、施設との直接契約となります。詳しくは61ページをご覧ください。

※認可外保育施設が区に申込み施設および事業に移行する場合、移行後の利用については、施設への直接申込みから区への申込みに変わります。区への申込みの方法は、「入園（転園）申込み・ながれについて」29ページをご覧ください。

世田谷区の保育施設・事業の種類について

*事業内容

平成30年4月1日予定

施設種別	施設数	1施設当たりの定員	対象年齢	保育時間 ※開所時間は各施設による		土曜日開所	食事の提供			
				保育実施時間	延長保育の実施					
施設型給付対象施設	区立保育園(8ページ)	50	各施設による	0歳～5歳	11時間	有り	給食			
	私立保育園(8ページ)	130								
	区立認定こども園(8ページ)	1	16人	4歳～5歳				無し		
	私立認定こども園(8ページ)	1	60人	3歳～5歳				無し	無し	直接施設にお問合わせください
		4	各施設による	各施設による				有り		
地域型保育事業	家庭的保育事業(9ページ)	10	5人	0歳～2歳	8時間	有り	各施設による			
	小規模保育事業(9ページ)	9	A・B型：6～19人		8時間または11時間					
	事業所内保育事業(9ページ)	1	保育所型：20人以上		11時間					
	居宅訪問型保育事業(9ページ)	2	各事業による	原則0歳～2歳	8時間	無し	無し	直接事業者にお問合わせください		
認可外保育施設	保育室(62ページ)	12	20～29人	0歳～2歳	10.5時間	有り	給食			
	保育ママ(64ページ)	14	3～5人		8時間		各施設による			
	認証保育所(66ページ)	51	A型：20～120人 B型：6～29人	各施設による	13時間以上		各施設による	給食		

* 申込方法等

平成30年4月1日予定

施設種別	支給認定 (保育の必要性認定)	入園申込先		保育料			
		(支給認定申込)	(入園申込)	金額(月額)	保育料納付先		
施設型給付対象施設	区立保育園	必要	各総合支所 生活支援課	各総合支所 生活支援課	区の定めた金額※1 (53ページ参照)	区	
	私立保育園	必要					
	区立認定 こども園	幼稚園型 (保育認定枠)					必要
	私立認定 こども園	幼保連携型 (保育認定枠)					必要
		幼稚園型 (保育認定枠)				必要	
地域型保育事業	家庭的保育事業	必要	41ページをご参照ください	各施設に 直接申込み	区の定めた金額※2 (53ページ参照)	各施設	
	小規模保育事業	必要					
	事業所内保育事業	必要					
	居宅訪問型保育事業	必要				各運営事業者	
認可外保育施設	保育室	不要	各施設に 直接申込み	各施設に 直接申込み	各事業者が設定 した料金	各施設	
	保育ママ	不要					
	認証保育所	不要					

※1 施設により、保育料のほかに制服代や教材費等の納付が必要な場合があります。詳細については直接施設へお問合わせください。

※2 保育料のほかに保育者の交通費実費等がかかります。詳細については、直接運営事業者にお問合わせください。

区に申込む施設および事業のページ

区に申込む施設（施設型給付対象施設）

就学前児童（0～5歳）で、1～3号のいずれかの教育または保育の必要性の認定（支給認定）を受けた方が、以下の教育または保育の提供を受けることができます。

■認可保育園とは…

施設の大きさ、園庭の広さ、保育士の数、保育内容、保育時間など、国の定める「児童福祉施設の設備および運営に関する基準」を満たす保育施設で、児童福祉法に基づく施設です。

2号または3号認定を受けた就学前児童が保育の対象です。運営は国や都、区の公費や保育料等でまかなわれています。

名 称	利用年齢	内 容
区 立 認可保育園	0 1 2 3 4 5	区立保育園は、世田谷区が設置・運営しています。 開所時間は各園共通です。 保育料はそれぞれの世帯の住民税の所得割課税額により決定し、区へお支払いいただきます。 延長保育料についても保育料と同様の算定方法で決定し、区へお支払いいただきます。
	○ ○ ○ ○ ○ ○	
	3号認定 2号認定	
	0歳児は実施していない園があります。	
私 立 認可保育園	0 1 2 3 4 5	私立保育園は、社会福祉法人や株式会社等が設置・運営しており、それぞれの個性を生かし、特色のある保育を行っています。 保育料は、区立保育園と同様に、それぞれの世帯の住民税の所得割課税額により決定し、区へお支払いいただきます。 延長保育は、区立保育園と異なり、それぞれの保育園独自で実施や保育料の決定を行います。 そのため、延長保育料は、区ではなく、それぞれの保育園へお支払いいただきます。
	○ ○ ○ ○ ○ ○	
	3号認定 2号認定	
	0歳児は実施していない園があります。 保育園によって、0歳児受入れ開始月齢が異なります。	

■認定こども園とは…

認定こども園は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年10月施行）」に基づいた、保育園と幼稚園の機能を一体化した施設です。

保護者の就労の有無や形態にかかわらず、子どもたちに教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て相談や親子の集いの場の提供など、地域で子育て中の家庭を支援する各種事業を実施します。

認定こども園では、入園の区分が、①主に保育園機能を利用する園児（保育認定枠）と、②主に幼稚園機能を利用する園児（教育標準時間認定枠）に分かれています。園児は入園後、同じ保育室で教育・保育を受けます。

3～5歳児については、午前中を中心に幼児教育のカリキュラムが用意されていることが特徴です。

申込みは、保育認定枠は区へ、教育標準時間認定枠は各施設へ直接行ってください。

なお、認定こども園（保育認定枠）の利用条件は、給食や保育日数など認可保育園と異なる場合があります。また、保育料とは別に、園により制服代や入園手続き時の納入金、教材費等の実費負担がありますので、ご希望される場合は、必ず事前に園に保育内容等をご確認ください。

名 称	利用年齢						内 容
認定こども園	0	1	2	3	4	5	世田谷区には、以下の2種類の施設があります。 ①幼保連携型…認定こども園として都の認可を受け、幼児教育と保育を一体として行う施設 ②幼稚園型…認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設 保育料は、認可保育園と同様に、それぞれの世帯の住民税の所得割課税額により決定します。また、延長保育は、それぞれの施設独自で実施や保育料の決定を行います。なお、施設により保育料のほかに制服代や教材費等がかかります。これらはすべて施設に直接納めていただきます。
	○	○	○	○	○	○	
	3号認定			2号認定			
				1号認定			
受入れ年齢や年齢別定員は、各施設によって異なります。							

区に申込む事業(地域型保育事業)

原則19人以下の単位で、保護者が就労などのため、保育を必要とする子どもを、保護者に代わって保育する区の認可事業です。原則、3号認定を受けた乳幼児(0～2歳児)が対象です。

3歳児以降の保育については、卒園後のお子さんの預け先として、「連携施設」を設定することとされています。平成27年度から5年間の経過措置があるため、現在、預け先としての連携施設が未設定の事業がありますが、今後、連携施設を設けることにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。

なお、連携施設が設定されるまでは、3歳児以降の利用については、再度入園選考(利用調整)をお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。

保育料は、それぞれの世帯の住民税の所得割課税額により決定し、区ではなく各施設へお支払いいただきます。

延長保育は、それぞれの施設・事業で実施や保育料の決定を行います。そのため、延長保育料は、区ではなく、それぞれの施設へお支払いいただきます。

名 称	利用年齢						内 容
家庭的保育事業	0	1	2	3	4	5	家庭的な雰囲気のもと、運営事業者が借り上げたアパート等で、区が認定した家庭的保育者等が少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。
	○	○	○				
	3号認定						
	受入れ年齢や年齢別定員は、各事業によって異なります。						
小規模保育事業	0	1	2	3	4	5	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育士や区が認定した家庭的保育者等がきめ細やかな保育を行います。定員や児童1人当たりの面積等の運営基準により、A型、B型、C型の3類型に分かれ、類型により保育従事者等運営基準が異なります。
	○	○	○				
	3号認定						
	受入れ年齢や年齢別定員は、各事業によって異なります。						
事業所内保育事業	0	1	2	3	4	5	会社等の事業所が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。保育の定員は「従業員枠」と「地域枠」に分けられ、区では、地域枠についての入園申込みを受け付け選考を行います。定員や保育従事者等運営基準により、保育所型、A型、B型の3類型に分かれています。
	○	○	○				
	3号認定						
	受入れ年齢や年齢別定員は、各事業によって異なります。						
居宅訪問型保育事業	0	1	2	3	4	5	医療的ケアが必要な乳幼児の居宅において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行います。詳細は40ページをご参照ください。
	○	○	○				
	3号認定						
	受入れ年齢や年齢別定員は、各事業によって異なります。						

●区に申込む事業(地域型保育事業)の比較表

類型	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業 保育所型・A型・B型
		A型	B型	C型	
定員	5人	6～19人	6～19人	6～10人(経過措置 期間は、15人まで)	運営基準などは、 保育所型、小規模 A型、小規模 B型とそれぞれ同 様です。
1人当 たりの面積	0～2歳 3.3㎡	0～1歳 3.3㎡ 2歳 1.98㎡	同左	0～2歳 3.3㎡	
保 育 従 事 者	家庭的保育者 家庭的保育補助者	保育士	保育士(6割以上) 保育従事職員	家庭的保育者 家庭的保育補助者	
職 員 配 置 基 準	0～2歳児 3:1	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 上記に加え+1	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 上記に加え+1	0～2歳児 3:1	
給 食	施設による	同左	同左	同左	

1 保育園等の開所時間

保育園の開所時間は11時間、地域型保育事業の開所時間は8時間または11時間を基本としています。時間帯は各施設・事業により異なります。

なお、保育時間は、保護者の通勤時間等の事情を考慮して、開所時間の範囲内で決められます(詳しくは入園した保育園等にご相談ください)。

更に、保護者の勤務時間等の都合により、通常保育の開所時間終了後、延長保育を実施している保育園があります(延長保育の申込みについては47～49ページをご覧ください)。

勤務時間や通勤経路等をよくご検討のうえ、保育園等を選択し、お申込みください。

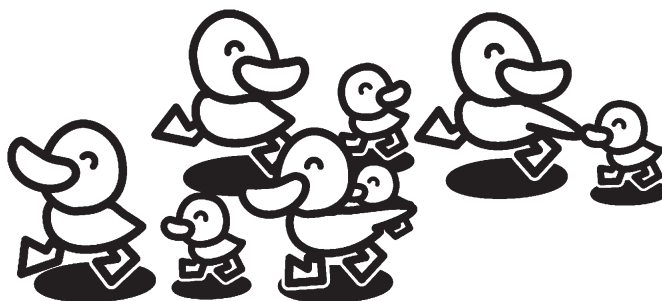
(原則として保育園への車での送迎については、固くお断りしております。)58ページ問19参照

1. 区立保育園

開所日 月～土曜(祝日・年末年始12/29～1/3を除く)

開所時間 午前7時15分～午後6時15分

延長保育時間 午後6時15分～午後7時15分(豪徳寺保育園・大原保育園を除く)



2. 私立保育園

開 所 日 月～土曜(祝日・年末年始12/29～1/3を除く)

- ☆は休日・年末保育を実施しています。詳細は74ページをご覧ください。
- 延長保育の対象児童の年齢については、直接保育園にお問い合わせください。

地域	保育園名	開所時間	延長保育時間	地域	保育園名	開所時間	延長保育時間
世田谷	鳩ぽっぽ	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15	世田谷	おともだち・ララ	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	さくらのその	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15		わらべうた三宿	午前 午後 7:30～6:30	午後 6:30～8:30
	池尻かもめ	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15		(仮称) 経堂四丁目保育施設	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	下馬鳩ぽっぽ	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15		春明	午前 午後 7:30～6:30	
	下馬鳩ぽっぽ保育園 分園野の花園	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15		☆松原	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～10:15
	おともだち	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15		早苗	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	おともだち保育園 分園こまどめ	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15		早苗保育園 分園ほなみ	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	おともだち保育園 分園こまつなぎ	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15		河田	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	桜ヶ丘	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15		成育しせい保育園 梅丘分園	午前 午後 7:15～6:15	
	☆経堂	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～10:15		東北沢ききょう	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	オリーピア	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15	北沢	梅丘なごみ	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	太子堂なごみ	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15		代沢みこころ	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	烏山杉の子保育園 分園みなみ風	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15		みんなのおうち	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	すこやか園 分園キリン	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15		羽根木のぞみ	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	もみの木保育園 太子堂	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15		赤堤ゆりの木	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	世田谷はっと	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15		マリア	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	遊愛	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15		わらべうた経堂	午前 午後 7:30～6:30	午後 6:30～8:30
	桜すくすく	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15		スマイルキッズ 下北沢	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	駒沢こだま	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15		にじのおうち	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	世田谷いちい保育園 北ウイング	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15		玉川	めぐみ	午前 午後 7:15～6:15
	世田谷いちい保育園 南ウイング	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15	いずみ		午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	ポピンズナーサリー スクール経堂南	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15	わかな		午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	キッズスマイル 世田谷上馬	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15	ナオミ		午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	クラルテ	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15	ナオミ保育園 分園ぶどうの木		午前 午後 7:30～6:30	午後 6:30～7:30
	日生上馬保育園 ひびき	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15	ナオミ保育園 分園りんごの木		午前 午後 7:30～6:30	午後 6:30～7:30
	ラフ・クルー経堂	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15	☆等々力		午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～10:15
	昭和ナーサリー	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15	等々力保育園 分園このは		午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	グローバルキッズ 世田谷四丁目園	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15	尾山台		午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	グローバルキッズ 若林園	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15	用賀なのはな		午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	桜の詩	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15	用賀なのはな保育園 深沢分園	午前 午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15	

地域	保育園名	開所時間	延長保育時間	地域	保育園名	開所時間	延長保育時間
玉川	さくらの木	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15	砧	大蔵ふたば	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15
	身延山	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15		ひだまり	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15
	身延山保育園 分園さくら青空	午前 午後 7:15~6:15			喜多見バオバブ	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	さくらしんまち	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		成城つくしんぼ	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	さくらしんまち保育園 分園ぴっころ	午前 午後 7:30~6:30			岡本こもれび	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	グリーンヒル奥沢	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		喜多見野の花	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	グリーンヒル奥沢保育園 分園グリーンパレー等々力	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15		世田谷おとぎの森	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	青い空保育園 分園森の家	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15		太陽の子世田谷船橋	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	たまがわみんなの家	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		ココファン・ナーサ リー砧	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	グリーンフィールド 上野毛	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		生活クラブ保育園 ぼむ・砧	午前 午後 7:30~6:30	午後 6:30~8:30
	駒沢どろんこ	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:30		ちぎゅうのこども ほいくえん成城	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	ココファン・ナーサー 等々力	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		太陽の子世田谷きぬた	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	ふかさわミル	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		ぽこころ保育園 祖師谷	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	せたがやこころ	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		チャイルドスクエア そしがや	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	ベネッセ桜新町	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		太陽の子めぐりさわ	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	わらべうた桜新町	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		太陽の子めぐりさわ保育園 分園太陽の子千歳台二丁目	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	ポピンズナーサリ スクール世田谷中町	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		にじいろ保育園 千歳台	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	馬事公苑ひかり	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		鎌田のびやか園	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	用賀みこころ	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		鎌田のびやか園 分園	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15
	ニチイキッズ 深沢坂上	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		はあと保育園成城	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	茶々とどろき	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		フラヌール	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	世田谷仁慈保幼園	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		祖師谷	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	キッド・ステイ 世田谷南	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		祖師谷保育園分園	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15
	わらべうた等々力	午前 午後 7:30~6:30	6:30~8:30		烏山杉の子	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	スマイルキッズ 桜新町	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		☆烏山	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~10:15
	祖師谷わかば	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15		せたがや小鳥の森	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	☆砧	午前 午後 7:15~6:15	6:15~10:15		北烏山なごみ	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15
	世田谷つくしんぼ	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		小さなおうち	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15
千歳	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15	烏山いちご	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		
千歳なないろ	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15	第二いちご	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		
すこやか園	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15	烏山翼	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		
すこやか園 分園クジラ	午前 午後 7:30~6:30		上北沢こぐま	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		
宇奈根なごやか園	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15	いずみの園	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		
青い空	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~7:15	茶々そしがやこうえん	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		
成育しせい	午前 午後 7:15~6:15	午後 午前 6:15~7:00 (24時間対応)	芦花ゆりかご	午前 午後 7:15~6:15	午後 6:15~8:15		

3. 認定こども園

	地域	類型	施設名	開所時間	延長保育時間	開所日
区立	世田谷	幼稚園型	多聞幼稚園	午前7時15分～ 午後6時15分		月～土曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く
		幼保連携型	青葉学園 野沢こども園	午前7時30分～ 午後6時30分	午後6時30分～ 7時30分	月～土曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く
私立	世田谷	幼保連携型	昭和女子大学附属 昭和こども園	午前7時15分～ 午後6時15分	午後6時15分～ 7時15分	月～土曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く
		幼保連携型	日本大学 認定こども園	午前7時15分～ 午後6時15分	午後6時15分～ 8時15分	月～土曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く
		幼保連携型	羽根木こども園	午前7時30分～ 午後6時30分	午後6時30分～ 7時30分	月～土曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く
	北沢	幼稚園型	円光院幼稚園	午前7時30分～ 午後6時30分		月～金曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く

4. 地域型保育事業

① 家庭的保育事業

開所日 月～土曜(祝日・年末年始12/29～1/3を除く)

開所時間および延長保育時間

地域	施設名	開所時間	延長保育時間
砧	らふ・くるーまむ	午前9時～午後5時	前後1時間
烏山	おうち①	午前9時～午後5時	前後1時間
	おうち②・③	午前9時～午後5時	前後30分

② 小規模保育事業

開所日 月～土曜(祝日・年末年始12/29～1/3を除く)

開所時間および延長保育時間

地域	型	施設名	開所時間	延長保育時間
世田谷	A	もみの木Mom太子堂	午前9時～午後5時	前後30分
	A	ふたばクラブ三軒茶屋	午前7時15分～午後6時15分	後1時間
	A	なかよしほいくえん	午前7時15分～午後6時15分	後1時間
北沢	B	キラキラキッズナーサリー-下北沢園	午前7時15分～午後6時15分	後1時間
玉川	A	ホームマミーおくさわ	午前7時15分～午後6時15分	
砧	A	青い空の家	午前7時15分～午後6時15分	後1時間
	A	高木	午前7時15分～午後6時15分	後1時間
	B	えにつくす	午前9時～午後5時	前30分後1時間
烏山	A	ららるー	午前9時～午後5時	前後1時間

③ 事業所内保育事業

開所日 月～土曜(祝日・年末年始12/29～1/3を除く)

開所時間および延長保育時間

地域	型	施設名	開所時間	延長保育時間
世田谷	保育所	ヤクルト経堂	午前7時15分～午後6時15分	後45分

④ 居宅訪問型保育事業

利用日 月～金曜(祝日・年末年始12/29～1/3を除く)

保育時間

名称	保育時間
障害児訪問保育アニー	午前8時から午後6時のうち最長8時間
ほわわびじっと1	午前9時～午後5時